監査結果公表第10号

行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和3年 3月11日

四日市市監査委員 加 藤 光

同 廣田正文

同 森川 慎

司 荒木美幸

第1 監査の概要

1 監査の種類 行政監査(随時)

2 監査の対象

対象事項 市税の訪問徴収について

対象所属 財政経営部 収納推進課

対象年度 令和元年度

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年12月24日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、市税徴収事務のうち訪問徴収に内在するリスクを想定し、当該事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿等に基づき作成のうえ提出された監査資料及び関係書類の調査並びに関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

令和2年7月に実施した対象所属に対する定期監査において、市税(市民税、固定資産税等)の徴収方法の一つとして、職員による訪問徴収が実施されていることを認知した。職員が納税者を訪問して市税を現金にて徴収するものであり、これには、現金を取り扱うことにより生じる紛失や不正等のリスクや、頻繁に訪問することにより生じるリスクなどが内在していることが想定されるため、令和元年度に訪問徴収を実施した案件について監査を行った。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

市税の訪問徴収において想定されるリスクから監査の着眼点を次のとおり設定した。

- (1) 訪問徴収が法令、条例等に準拠して行われていないリスク
 - ・ 訪問徴収が法令、条例等に準拠して行われているか。
- (2) 訪問徴収が全ての納税者に対して公平に行われないリスク
 - 訪問徴収が全ての納税者に対して公平に行われているか。
- (3) 訪問徴収により受領した現金の紛失、着服などの事故・不正行為が発生するリスク
 - ・ 訪問徴収により受領した現金の取扱い及び管理は適切になされているか。
- (4) 頻繁に訪問し納付交渉を行うことにより職員と納税者との間に不適切な関係(納税者との癒着、納税者からの脅迫など)が生まれるリスク
 - ・ 職員と訪問徴収の相手方である納税者との関係は適切か。
- 2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点

市税の訪問徴収及びこれに関連して行われた事務について、経済性、効率性、有効性等の視点を監査の着眼点として設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、発現したリスク、発現の可能性があるリスク、また、事務の一部に改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

- (1) 訪問徴収が法令、条例等に準拠して行われていないリスク
 - ・ 訪問徴収は、法令、条例等に準拠して行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 市税の徴収方法の一つである訪問徴収について定めた法令、条例等の規定はない。市税の納付を受けるに当たって、どのような方法によるかは行政庁の裁量に委ねられている。 滞納整理においては「臨戸折衝は、原則として、文書や電話による催告に応じない者及び 実態調査に切り替えたほうが処分の促進が図られる滞納者を対象とし、優先事案から順次 実施する」と当課策定の滞納整理マニュアルに定められている。令和元年度に訪問徴収が 実施されていた案件は、全て過去に滞納になったものであり、滞納時に、マニュアルに定 めた基準に該当するものとして行った納付交渉(臨戸折衝)の結果、税をより確実に徴収 できるものとして訪問徴収を開始し、現在に至っているものであるとのことであった。

(2) 訪問徴収が全ての納税者との関係で公平に行われないリスク

・ 訪問徴収は、全ての納税者との関係で公平に行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 訪問徴収は滞納整理の場合に行うこととしているが、令和元年度に訪問徴収が実施された案件の中には納期内の納付のものが複数件あった。これらの納期内納付の案件は、過去の滞納時に行った納付交渉の結果に基づき、滞納債権の確実な回収と新たな滞納発生の未然防止を目的に訪問徴収を開始し、現在に至っているものである。中には20年以上にわたり訪問徴収を漫然と続けているものもある。市役所・金融機関の窓口やコンビニエンスストアでの納付、預貯金口座からの振替納付の方法により自主的に納付している納税者との間において公平性が確保されているとは言いがたい。

意見

① 滞納者を直接訪問して市税を徴収する訪問徴収は、これまで一般的に行われてきたことであり、納付機会の提供という面ではそれ自体が悪いというものではない。滞納者の数は多く、それに比して、徴税に関わる職員は限られており、その数はわずかであるため、全ての納税者に対して訪問徴収の方法により納付機会を提供することは不可能である。そこで、訪問徴収の対象とする滞納者を選定することが必要となり、この選定をど

のようにして公平性が考慮された合理的なものとするかが重要となってくるものと考える。他都市が行っている訪問徴収の状況なども参考にして、一般的に納税者からみて合理性が認められ、かつ、公平感を抱くことができるような徴収方法に改善すること。改善するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- ア 訪問徴収の対象となる納税者を選定するに当たっては、納税者の市税の納付状況や 納付交渉の経過・内容などをその判断材料とすることになるため、納税者の納付状況 や納付交渉の経過は可能な限り詳細に記録し、精緻なものとすること。
- イ 訪問徴収の対象者の選定において、納付交渉の経過記録に基づき客観的に判断でき る仕組みを作り上げること。
- ② 令和元年度に訪問徴収が実施された案件の中には20年以上にわたって訪問徴収を続けているものがある。このような案件の納付義務者には相当の資産を有するもの(固定資産税の課税者)も存在している。窓口等での納付や預貯金口座からの振替納付の方法に変更してもらえないか働きかけを行ってきたということであるが、結果として一定の資力のある者に対して20年以上にわたって行ってきた訪問徴収は、合理性に欠けるものであると言わざるを得ない。徴収方法における納税者間の公平性を考慮して、これらの案件について厳然とした態度で対処すること。
- ③ 訪問徴収の実施に当たっては、受領した現金に係る事故等の発生するリスクや納税者との間の不適切な関係が生まれるリスクを回避しつつ、徴収方法における公平性だけでなく、納付における公平性も考慮したうえで、引き続き、自主納付につながるようなきめ細かな対応に努めること。

(3) 訪問徴収により受領した現金の紛失、着服などの事故・不正行為が発生するリスク

・ 訪問徴収により受領した現金の取扱い及び管理は適切になされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 訪問徴収により受領する現金の額は、あらかじめ所属長の承認を得て確定し、納税者を 複数人の職員で訪問し、帰庁後速やかに受領してきた現金の額を所属長が確認している。
- (4)頻繁に訪問することにより職員と納税者との間に不適切な関係(納税者とのなれ合いや 癒着の関係、納税者からの脅迫など)が生まれるリスク
 - ・職員と訪問徴収の相手方である納税者との関係は適切か。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 訪問徴収の実施前には所属長の承認を得るとともに、実施後には所属長に報告すること を徹底しており、訪問徴収の相手方との間において、なれ合いや癒着の関係は生じておら ず、納税者から脅迫や嫌がらせにより業務を妨害されたこともないとのことであった。

納税者との関係が不適切なものとならないよう、必ず地区担当職員1人とそれ以外の職員1人の職員2人体制で納税者を訪問することとしており、かつ、2年続けて同じ納税者を担当することがないよう、担当職員のローテーションを行っている。

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

① 市税の徴収事務について【有効性の視点】

令和2年7月に実施した定期監査と今回の監査を通じて、債権管理マニュアル及び滞納 整理マニュアルを活用していることは確認したものの、市税の徴収事務を執行するに当た ってその核となる基本的な指針が当課に確立されておらず、個別の事案ごとに対症療法的 に事務処理がなされているように感じられた。税務行政の基本原則である租税法律主義と 租税公平主義を踏まえた、徴収事務の執行における基本的な指針の確立に努めること。

- ※ 租税法律主義とは、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないという原則をいう。憲法第30条、第84条に規定されている。
- ※ 租税公平主義とは、税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならず、各種の 租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則をいう。

② 延滞金の徴収について【有効性の視点】

令和元年度に訪問徴収が実施された案件の中に延滞金の徴収がなされていない案件が存在した。滞納市税と合わせて延滞金に係る納付交渉も行っているものの、延滞金には延滞金が課されず、徴収金は本税に優先的に充当しなければならない(地方税法第14条の5第1項)ことから、徴収した金額を全て本税に優先充当し、延滞金の徴収までには至らなかったとのことであった。延滞金は、納期限内に納付した納税者と滞納者との間の負担の公平を図るためのものであることを踏まえて、延滞金の徴収に向けた取組みを強化すること。

※ 延滞金とは、市税において法定の納期限までに納付されなかった税額が発生した場合にその税額 及び遅延した期間に応じて課されるものをいい、遅延利息の性格を有する。